

医療的ケア看護職員等配置業務仕様書

1 総則

(1) 受注者は、医療的ケア看護職員等配置業務(以下、「本業務」という。)の履行に際し、本仕様書の定めるところにより、適正かつ誠実に対応すること。

(2) 本業務は、市内小中学校に在籍する、医療的ケア及び身体介助を必要とする児童生徒(以下、「医療的ケア児等」という。)に対し安全に看護および介助業務を行うため、専門的に対応することを目的としていること。

(3) 本仕様書に記載のない事項で、本業務の履行に必要と認められる事項については、発注者の指示により、受注者の責任及び負担においてこれを処理すること。

2 業務名

医療的ケア看護職員等配置業務

3 履行期間

令和8年4月7日から令和9年3月31日まで

4 勤務場所

市内の小中学校

5 配置人数、勤務日数及び勤務時間

(1) 本業務における配置人数は、以下のとおりとする。

対象校	配置人数
市内小学校	1校につき1名以上を配置すること
市内中学校	生徒1名につき1名以上を配置すること

(2) 勤務日は、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める以外の月曜日から金曜日までとする。

ただし、該当小中学校の年間行事等の開催により、勤務日を変更することがある。

(3) 勤務日数は、年間200日程度とする。なお、日程の割振りについては、発注者、受注者双方協議の上、決定するものとする。

(4) 医療的ケア児等が欠席し、医療的ケア及び身体介助の必要がない日については、勤務対象日の限りではない。

(5) 本業務における勤務時間は、以下のとおりとする。

対象校	勤務時間	備考
市内小学校	12:00～13:00	休憩なし

市内中学校	7:45～16:45	休憩 60 分(実働8h)
-------	------------	---------------

※各学校の業務内容により、勤務時間は変動制とする。

なお、各校における勤務時間の詳細は本業務開始前に発注者と十分な協議をすること

6 業務内容

「看護業務」

- (1) 主治医の指示書のもと、対象児童・生徒への血糖値測定・インスリン注射
- (2) 主治医の指示書のもと、対象児童・生徒への施術後の経過観察および緊急対応（緊急対応は、初動対応に限る）
- (3) 血糖値測定・インスリン注射周辺機器の管理
- (4) 薬品及び物品の適正管理
- (5) 関係各所との連絡調整

発注者から指定された報告書(様式 3)の提出業務

「介助業務」

- (1) 対象児童・生徒への日常生活上の介助（食事、着替え、トイレなど）
- (2) 対象児童・生徒への学習支援(代筆等、安全・居場所の確保など)
- (3) 学習活動、教室間移動等における介助全般(車いす等の乗降補助)
- (4) 運動会、発表会など学校行事における介助(課外活動等は発注者と協議)
- (5) 周囲の児童・生徒への障害理解促進
- (6) 対象児童・生徒の安全確保および緊急対応(緊急対応は、初動対応に限る)
- (7) 発注者から指定された報告書(様式 4)の提出業務および関係各所との連絡調整

7 従事者資格等

業務従事者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 「看護業務」に従事する者については、保健師助産師看護師法に規定する看護師免許を所持すること。
- (2) 子どもの病気や予防に関する知識が深く、医療器具の取扱いに詳しいこと。
- (3) 利用する児童・生徒および学校関係者との関係を良好に図れること。また、業務に従事する者は、身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにすること。
- (4) 岐阜県が開催している「岐阜県医療的ケア児等 コーディネーター養成研修・支援者養成研修」を積極的に受講すること。

8 受注者の責務

- (1) 本業務に対し、各学校との連携に努め、児童・生徒の事故防止に必要な措置を

講じ、安全対策に努めること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

(3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(5) 受注者は、個人情報について、海津市の定める「情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならないものとする。

(6) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重するとともに個人の尊厳を守り、適切な対応を図ること。

9 報告書等の提出

(1) 受注者は、毎月、本業務履行月の翌月10日までに、3月分については3月31日までに、業務実績を発注者に書面にて報告すること。

(2) 受託者は、看護記録、介助記録における日報を発注者に書面にて報告すること。

(3) (1)及び(2)に掲げる報告事項のほか、発注者から受注者に指示された事項について報告すること。

10 施設の利用

(1) 委託者は受託業務の履行に必要な施設を無償で貸与する。

(2) 受託業者及び従事者は、前項の貸与されたものについて常に善良なる管理者の注意を払い、受託業務以外の目的にこれを使用してはならない。

(3) 受託業者及び従事者は、故意又は過失により、その他の施設設備を毀損したときは、発注者の指示した期間内に原状回復しなければならない。

(4) 施設の利用に関する期間は、契約期間内とする。また、使用は業務遂行のために必要な時間内とする。

11 契約金額の支払条件

(1) 受注者は、契約金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額を、毎月、本務履行月の翌月に請求するものとする。

(2) 発注者は、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

12 その他

- (1) 本業務において性質上、当然に実施しなければならないと認められることは、受注者の責任において実施すること。
- (2) 発注者が次年度も引き続き事業を行う場合において、受注業者が変わった場合は、必要事項等を次の受注業者に引き継ぐこと
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者、受注者双方協議の上、決定するものとする。

